

ガスシステム改革保安対策WG 中間的整理の概要

平成 2 7 年 1 2 月

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

ガスシステム改革後の保安に係る検討（ガスシステム改革保安対策WG）

ガスシステム改革後の望ましい保安について、実務的・専門的な立場から、詳細な制度設計を行うため、ガス安全小委員会の下に**ガスシステム改革保安対策WG**を設置。平成27年7月から議論を開始し、同年12月までに計4回開催。

ガスシステム改革保安対策WG

【座長】

倉渕 隆（学校法人東京理科大学 教授）

【委員】

赤穂 啓子（日刊工業新聞社 編集局次長）

三浦 佳子（消費生活コンサルタント）

久本 晃一郎（高圧ガス保安協会 理事）

吉川 知恵子（明大昭平・法律事務所 弁護士）

【専門委員】

内倉 道博（一般社団法人全国LPガス協会
保安部長）

金子 功（一般社団法人日本ガス協会 技術部長）

杉森 毅夫（一般社団法人日本コミュニティー
ガス協会 技術部長）

早田 敦（電気事業連合会 工務部長）

主要検討事項

- （１）ガス事業者間の連携・協力の在り方
- （２）消費機器調査・危険発生防止周知の在り方
- （３）「自主保安」活動の在り方
- （４）その他の検討項目

第1回WG（平成27年7月30日）

- ◇消費機器調査・周知の実施体制
- ◇消費機器に係る「自主保安」活動

第2回WG（平成27年9月24日）

- ◇ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担
- ◇内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力
- ◇小売全面自由化後の事故報告の在り方
- ◇協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」

第3回WG（平成27年11月18日）

- ◇大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担
- ◇消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練
- ◇開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用
- ◇旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制
- ◇危険発生防止周知の手法
- ◇小売供給開始時における開栓に関する保安措置

第4回WG（平成27年12月10日）

- ◇中間的整理

I．ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

II．ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

II－1．ガス事業者間の連携・協力関係

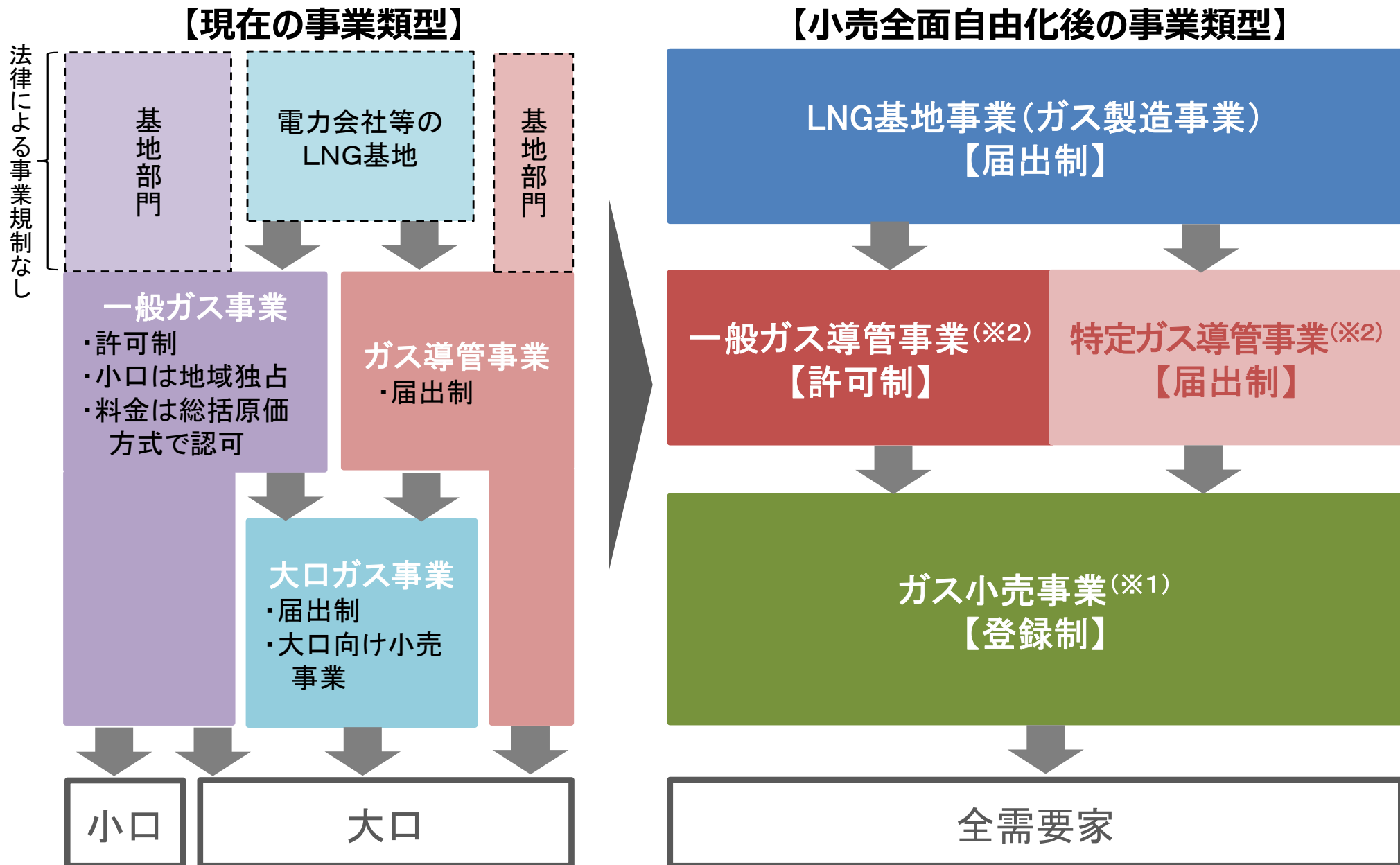
II－2．ガス小売事業者による保安業務関係

II－3．その他関係

<参考> 改正ガス事業法の主要条文

ガスシステム改革（ガスの小売全面自由化等）

ガスの小売全面自由化により、ガス事業類型を以下のとおり整理。

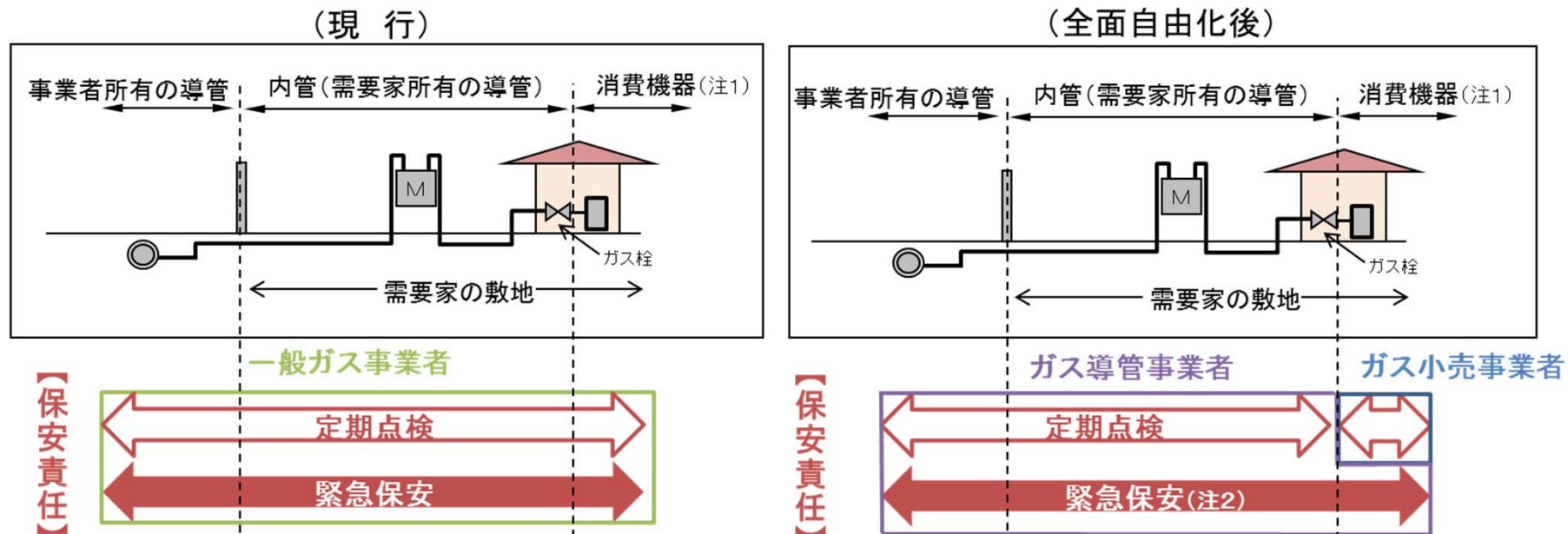


※1 簡易なガス発生設備により発生させたガスを、一般の需要に応じ導管により供給する事業(旧簡易ガス事業)は、法改正後は「ガス小売事業」として整理

※2 平成34年4月には、「導管の総体としての規模」が政令で定める規模以上であること等の要件に該当する「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」に対して、ガス小売事業・ガス製造事業の兼業を営んではならないとする規制(法的分離)を別途実施。

改正ガス事業法における保安規制の主な内容①

1. **ガス導管事業者**は、ネットワークを維持する**保安確保の要**。この分野は自由化せず、**総括原価方式を維持**し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き**技術基準適合維持義務等の保安規制**を維持。
2. **需要家保安**については、安定的に保安を確保する観点から、**需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物**（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の**点検・緊急保安**は、従来の都市ガス事業者などの**ガス導管事業者**に一括して義務付け。



(注1)ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

(注2)ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者 (※1)
内管の漏えい検査	ガス導管事業者 (※1)
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者 (※2)

(※1)ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

(※2)一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

改正ガス事業法における保安規制の主な内容②

1. **消費機器の調査・危険発生防止周知**については、需要家と契約関係にあつて接点が多く、契約に当たって消費機器情報を把握する場合が多い**ガス小売事業者**が担う。
2. ガス小売事業者が消費機器調査等に係る「**保安業務規程**」を事業開始前に作成・届出し、**経済産業省**がその内容を確認する。
3. 今後とも、法令に基づかない「**自主保安**」活動を促進するため、ベストプラクティスの共有や、個別のガス小売事業者の「自主保安」活動の見える化等の手法について、保安の確保上必要がある場合には義務化も含め、審議会において検討する予定。
4. なお、ガス小売事業者が**ガス工作物を維持運用する場合**には、ガス導管事業者と同様に、**技術基準適合維持義務等の保安規制**を課すとともに、国は事業登録時にその技術的能力を確認。

保安業務規程の概要

- ① **消費機器の調査・危険発生防止周知等の保安業務**に関する規程（**保安業務規程**）を作成し、事業開始前に**経済産業大臣に届出**（規程変更時も同様の届出を義務付け）。

（保安業務規程の記載事項） ※今後、「モデル規程」の公表も含め検討

- ◆調査・周知の実施方法
 - ◆社内の責任体制
 - ◆調査従事者への教育・訓練方針
 - ◆災害その他非常時における対応
- 等

- ② **経済産業大臣**は、保安業務の**適正な実施を確保**するため必要があるときは、保安業務規程の**変更命令**を発出。
- ③ **ガス小売事業者・従業者**は保安業務規程の**遵守義務**が課せられる。

自主保安活動

ガス事業者による「自主保安」の取組は、これまでのガス保安レベルの維持・向上に重要な役割を果たしてきた。代表的なものは以下のとおり。

（自主保安の具体例）

- ◆ガスの開栓時（供給開始時）の調査・周知
 - ◆法定点検対象以外の消費機器の調査
 - ◆金網ストーブの年1回の周知
- 等

【小売事業者が維持運用するガス工作物の例】

- ◇一定規模以下のガス工作物
例) 小規模気化装置（サテライト基地）
小規模導管
- ◇旧簡易ガス事業のガス工作物 等

改正ガス事業法における保安規制の主な内容③

1. 前述のとおり、保安責任主体がガス導管事業者とガス小売事業者に別れることとなる。
2. 他方、**緊急時や災害時における的確な初動対応及び早期の復旧**のため、ガス導管事業者と新規参入者を含むガス小売事業者が、それぞれの業務の役割の垣根を越えて**協働する体制の構築が重要**。
3. このため、災害発生の防止等に関し、全てのガス事業者について**連携・協力の義務を法定**。また、経済産業省が、事業者間の連携・協力に係る一般的ルールを今後整備。これを踏まえ、各ガス導管事業者とガス小売事業者が詳細を協議し、**託送供給約款等で災害時対応を担保**。

(ガス事業者間の連携協力)

第一百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

1. **需要家資産の内管は、ガス導管事業者が引き続き技術基準適合維持義務等の保安責任を担う**。
2. 他方、**内管所有者である需要家も一定の責務を有している**との観点から、ガス導管事業者が行う**保安業務に協力する責務**が内管の所有者にあることを明確化。
3. さらに、「**公共の安全の確保上特に重要なガス工作物**」の所有者である需要家が、**保安業務に協力しない場合**には、**経済産業大臣から需要家に対して協力勧告**を行う。

【ガス工作物所有者の責務規定の概要】

①ガス事業者の保安業務に**協力するよう努めなければならない**

技術基準適合命令
が発出された場合

②ガス事業者の保安業務に**協力しなければならない**

(1)ガス事業者の保安業務に協力しない場合、かつ

(2)公共の安全上特に重要なガス工作物である場合

③経済産業大臣による
協力勧告

改正ガス事業法施行に向けた保安規制の検討

1. 改正ガス事業法の施行に向け、ガス安全小委員会の報告書（平成27年2月）で挙げられた検討課題等を踏まえ、詳細な制度設計を行うこととする。

報告書「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」（抜粋）

4. 今後検討すべき事項（将来的な課題も含む。）

- (3) 自主保安等について（大規模災害時対応、自主保安、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者など事業者間の関係を含む。）

今後仮に全面自由化となった場合における、緊急保安対応をはじめとする新ガス小売事業者・新ガス導管事業者の役割や協力等（例えば新ガス導管事業者が行う緊急保安の業務内容、緊急保安に必要な最新の機器情報等を新ガス小売事業者が新ガス導管事業者に提供すること、新ガス小売事業者と需要家の契約において新ガス導管事業者が当該需要家宅へ保安業務時に立ち入ることができるよう定めることなど）に係る具体的な検討を行う。また、新ガス小売事業者による自主的な保安に対する取組のレベルアップを図る措置や、需要家保安の取組を需要家に適切に理解してもらう仕組みを検討する。さらに、新ガス小売事業者の切り替えにより、契約が開始される際には、新たに契約する新ガス小売事業者が周知・消費機器調査の法令上の保安責任を担うこととなるが、供給開始時に消費機器調査などを実施する際の対応につき、従前の調査結果などの情報の活用方法を含めて検討を行う。

I . ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

II . ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

II – 1 . ガス事業者間の連携・協力関係

II – 2 . ガス小売事業者による保安業務関係

II – 3 . その他関係

<参考> 改正ガス事業法の主要条文

Ⅱ－１． １． ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について

- １． 今般の法改正により、ガス漏れ等の緊急時対応はガス導管事業者が一元的に行うこととされたが、消費機器の調査・周知を行い、需要家と接点を有するのはガス小売事業者。
- ２． そのため、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠であり、以下の事項についてガス小売事業者の役割を明確化。
- ３． また、ガス導管事業者の緊急時対応やガス小売事業者の連携・協力の内容について、各事業者の作成する保安業務規程の記載事項とし、託送供給約款とともに実行性を担保。

緊急時におけるガス小売事業者の連携・協力

１． 緊急時対応に関するガス導管事業者の受付窓口等の周知

→ 需要家等がガス漏れ等に気付いたときには、需要家等が即座に通報を行うことが重要。そこで、ガス小売事業者は供給開始時や定期的に行う周知を通じて、**ガス導管事業者の緊急保安受付窓口を需要家に知らしめる**。

２． 需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供

→ ガス導管事業者が有効に緊急時対応を行うため、ガス小売事業者は応急措置に有効な**消費機器等に関する情報をガス導管事業者に通知**。

３． マイコンメーター作動時の復帰方法等の措置に係る協力・教育

４． 緊急時におけるガス導管事業者・需要家との連絡体制の確立

→ ガス導管事業者が緊急時対応を行うに際して需要家との調整が必要となる場合において、**需要家と契約関係にあるガス小売事業者の担当者が窓口となって、苦情・問合せに対処**

５． 消防・警察等の防災関係機関との連携

６． 緊急時対応に備えた需要家との契約

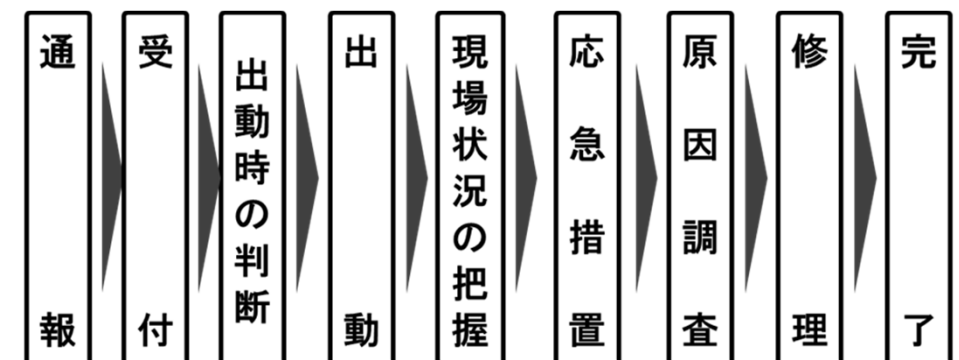
→ 供給停止や需要家敷地内の立入りなど緊急時対応に必要な事項について、託送供給約款に基づき、小売供給契約において**ガス小売事業者が需要家の承諾を得る**

緊急時対応の実施イメージ
(左：現場出動、右：修理)

(出典) 日本ガス協会



緊急時対応の代表的な業務フロー



Ⅱ-1. 2. 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について①

1. 現行制度においてガス事業者は、大規模災害発生時に、二次災害の発生を防止し、発生した被害を早期に復旧するため、平常時の「導管部門」「小売部門」といった組織を、「導管対策隊」「顧客対策隊」といった特別組織に編成し、対応に当たることとしている。
2. 今般の法改正により、地震時など大規模災害時対応は導管事業者が一元的に行うこととされたが、ガス導管事業者とガス小売事業者が平常時の役割分担の範囲を越えて、一体として初動対応と復旧対応を当たることが重要。

現行制度における大規模災害時対応の概要

1. 初動対応

①供給停止の判断・実施（「導管対策隊」）

- 被災状況を速やかに把握し、二次災害が懸念される区域については、ブロックごとに「供給停止区域」とする区域の判断を行い、ガバナ（圧力調整器）遮断などにより迅速な供給停止を行う。

②「供給継続区域」での対応（「導管対策隊」「顧客対策隊」）

- 同時多発するガス漏れを確実に処理するため、「導管対策隊」はガス漏れ受付体制を増強するとともに、ガス漏れ等の緊急時対応に専念して対処。
- 「顧客対策隊」は一般電話受付体制を増強し、苦情・相談対応やマイコンメーター復旧対応を実施。



（出典）日本ガス協会

2. 「供給停止区域」の復旧対応（供給停止を伴う場合のみ）

①復旧計画の策定、復旧作業（「導管対策隊」）

- 二次災害発生のおそれが低減したあとは、早期の供給再開が重要。
「導管対策隊」は導管網の復旧計画を策定し、面的な復旧作業を実施。

②保安閉開栓、移動式ガス発生設備の維持・運用（「顧客対策隊」）

- 「導管対策隊」が専念する復旧作業前後には面的な閉開栓が必要。
そこで、「顧客対策隊」が保安閉開栓を実施。また、移動式ガス発生設備による臨時供給においても、「顧客対策隊」がその維持運用を担う。



（出典）東京ガス

Ⅱ－1. 2. 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について②

1. 災害発生時にはガス導管事業者の対策本部に指揮命令系統を一元化し、「導管対策隊」「顧客対策隊」を設置し、ガス漏れ対応や導管復旧等の大規模災害時対応に当たることとなる。
2. さらに、被災地域内のガス小売事業者に対しても、ガス導管事業者の対策本部の「顧客対策隊」の一員として必要な要員を供出し対応に当たるなど役割を明確化する。
3. 各事業者の役割については、今後国が作成する「連携・協力ガイドライン」、保安業務規程等の記載事項とし、実行性を担保していく。

被災地域内のガス導管事業者が担う役割

1. 対策本部を設置し、「導管対策隊」「顧客対策隊」といった特別体制を組織
2. 大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保
3. 自社の従事者や小売事業者に対する防災教育・訓練の実施
4. 需要家・報道機関に対する広報活動
5. 防災関係機関との情報共有・連絡

復旧作業の実施イメージ

(出典)日本ガス協会



被災地域内のガス小売事業者が担う役割

1. ガス導管事業者における対策本部への参画
2. 被災需要家からの電話対応等（主に初動対応）
→ 「顧客対策隊」の一員として、自社内の電話回線を増設し、マイコンメーター遮断など需要家からの相談・問合せ対応、マイコンメーターの復帰操作の指示や現場での復帰作業といった業務を担う。
3. 復旧対応における保安閉開栓（復旧対応、供給停止を伴う場合のみ）
→ ガス導管事業者の対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として面的な保安閉開栓を担う。
4. 大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保
→ 必要な電話回線や事務所の非常用電源、通信設備、パソコン、食料等の資機材を確保。
5. 大規模災害時対応で担うべき業務に関する教育・訓練
→ 導管事業者による災害教育・共同訓練に参加するとともに、自社の参集予定人員に対して必要な教育・訓練等を実施。
6. 需要家への注意喚起
7. ガス導管事業者からの協力要請協議への対応

Ⅱ－1. 2. 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について③

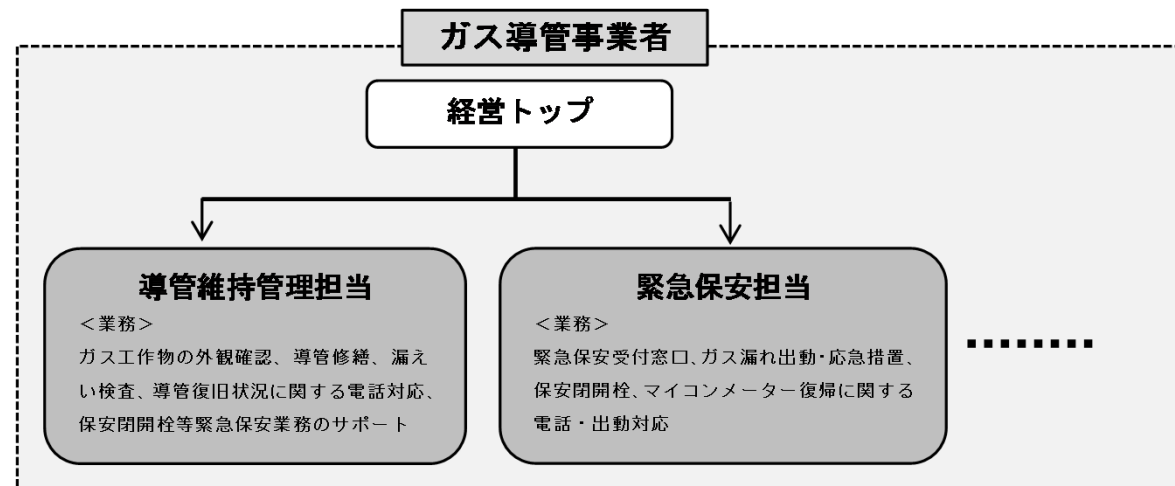
1. 改正法施行後における大規模災害発生時の特別体制のイメージは以下のとおり。

大規模災害発生時におけるガス小売事業者に対する参集基準（基本イメージ）

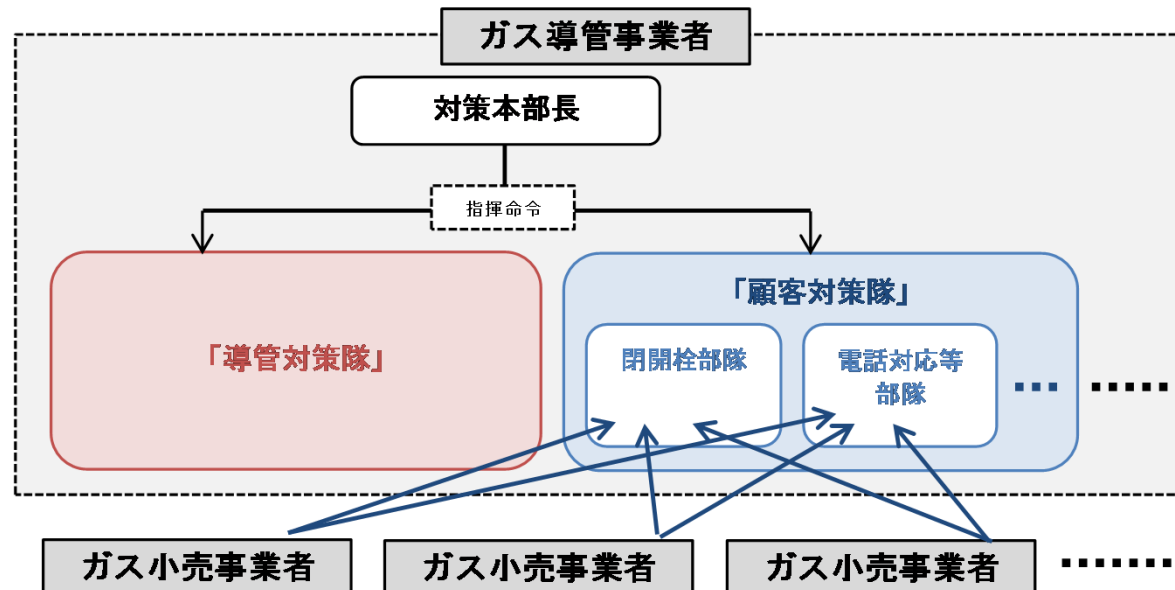
小規模災害時 (震度4以下の地震)、 供給支障対応等	平常時の体制 ^{#1}
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5弱の地震等)	平常時の体制 ^{#1} →導管事業者から要請 があれば、大規模災害 時の特別体制 ^{#2} に移行 (必要に応じて指定要 員参集)
大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき (震度5強以上の地震等)	大規模災害時の 特別体制 ^{#2} (指定要員の自動参集)

(※) 小規模災害時等においても、ガス導管事業者が協力要請
に行う場合は、ガス小売事業者は誠意を持って協議することが望
ましい。

#1 改正後における平常時の体制（基本イメージ）

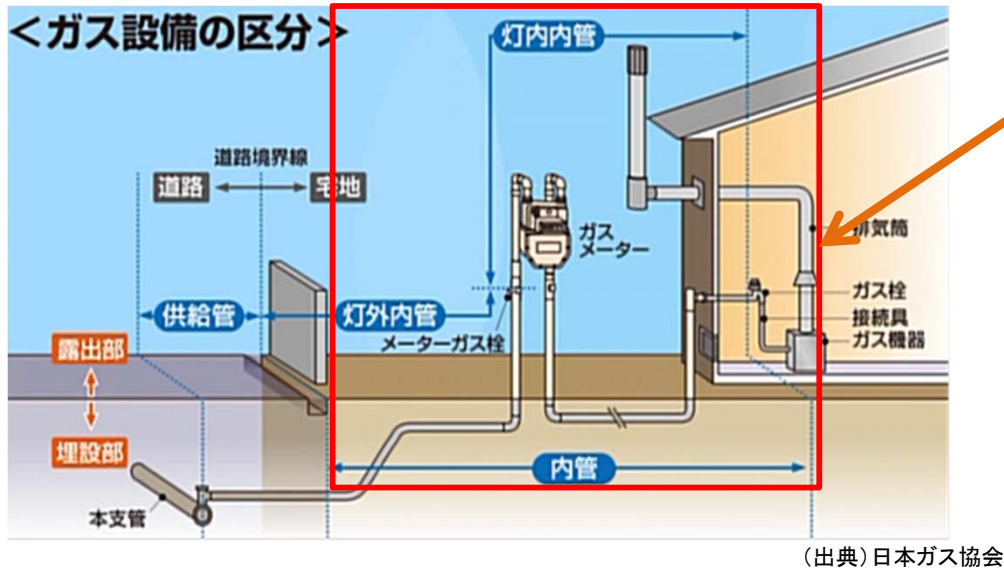


#2 改正後における大規模災害時の特別体制（基本イメージ）



Ⅱ－１． ３． 内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について

1. 今般の法改正により、**内管保安はガス導管事業者が行うこと**とされた。他方、これまで一般ガス事業者は、「一般ガス供給約款」により、需要家との間で以下の事項を担保してきたが、今後は直接の契約関係にはなくなる。
2. そこで、今後は以下の事項を**ガス小売事業者との間の託送供給約款の記載事項**とし、ガス小売事業者が小売供給契約の締結時に**需要家の承諾を得る**こととする。
3. また、ガス小売事業者は需要家と直接接点を有することから、**敷地内他工事などについて情報提供等の協力**を行うことが望ましい。



内管漏えい検査のイメージ

(出典) 日本ガス協会



内管保安におけるガス小売事業者の連携・協力

1. 内管保安に関する需要家との契約

→ 現在一般ガス供給約款で担保している以下の事項について、託送供給約款に基づき、小売供給契約において**ガス小売事業者が需要家の承諾を得る**

- ①ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等
- ②ガス工作物に関する検査実施
- ③内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力
- ④ガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措置
- ⑤内管等の維持・管理が行えない場合の供給停止等

2. 全面自由化による事業類型の整理に伴い新たに求められる事項

→ ガス小売事業者から、消費機器設置状況等や敷地内他工事に関して、**ガス導管事業者**に**情報提供等の協力**を行う。

I . ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

II . ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

II – 1 . ガス事業者間の連携・協力関係

II – 2 . ガス小売事業者による保安業務関係

II – 3 . その他関係

<参考> 改正ガス事業法の主要条文

Ⅱ－2． 1． 消費機器調査・周知の実施体制について①

1. 法改正後は、新規参入者を含むガス小売事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなるが、競争的な市場環境においても、**現行と同水準の実施体制**を整えていくことが必要。
2. そのため、**消費機器の調査・周知**に関して、**責任・管理体制**や**従事者への保安教育**などの**実施体制を保安業務規程の記載事項**とし、事業開始前に経済産業大臣が確認し、必要があればその内容の変更を命じることで、実行性を担保。

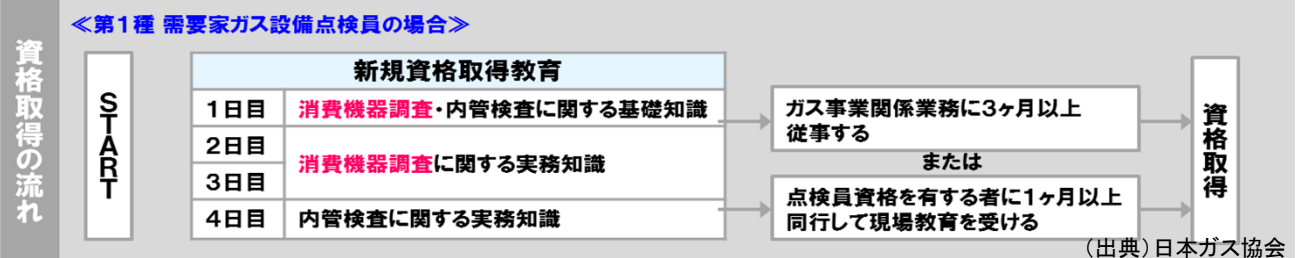
現行制度における調査・周知の実施体制

- ・現行制度では、実施体制や実施方法等については具体的に規定していないが、ガス事業者は、消費機器の調査・周知を行う者に関して、委託先も含め、全てに業界資格の取得を業界ルール化。
- これによって、教育・訓練によって一定の知識・技能を持った者が業務実施することとなり、安全性を担保。

<参考>「**需要家ガス設備点検員**」（一般ガス事業者の業界資格）

（一社）日本ガス協会が実施。所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることが求められる。

認定の区分	従事する業務
第1種	消費機器調査 内管検査
第2種	消費機器調査
第3種	内管検査



保安業務規程の記載事項

- ①調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること、
- ②調査・周知の遂行に関する管理体制に関すること、
- ③調査従事者に対する保安教育・訓練を計画的に実施すること、
- ④適正な実施方法を定め作業を行うこと

Ⅱ－２． １． 消費機器調査・周知の実施体制について②

１． 具体的な調査・周知の実施体制としては、現在ガス事業者が保安規程において内管保安の体制を記載し、調査・周知の体制を確保している実態を踏まえ、保安規程の記載内容を参考に、国として作成する「モデル保安業務規程」において、以下のとおり示していく。

「モデル保安業務規程」で示す調査・周知の実施体制

１． 保安統括者、保安主任者による調査・周知の実施

→ 事務所単位で「保安管理組織」を定め、「保安統括者」が当該組織内の保安業務を統括。さらに、保安統括者の指示のもと、「保安主任者」(※)が委託先を含めた従事者の指揮など業務管理を担う。

(※) なお、ガス小売事業者の規模等の実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安統括者」が直接従事者に対する指揮等を行う場合もある。

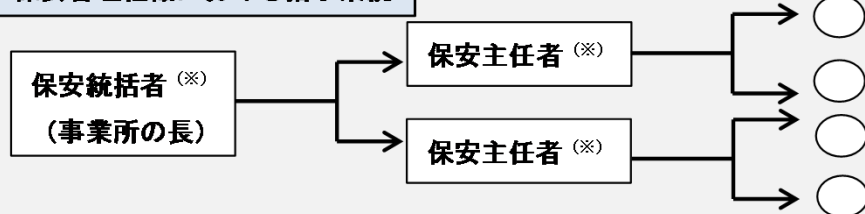
２． 調査・周知の実施に関する監督を行う者

→ ガス小売事業者はガス工作物を維持・運用しない場合には、ガス主任技術者の選任は行わない。そこで、「消費機器の調査・周知など保安業務に関する監督を行う者」として、「保安業務監督者」の選任に関することを保安業務規程に記載させる

「保安業務監督者」の職務

(i) 保安統括者に対する意見具申・助言(※)、(ii) 保安計画の審査、(iii) 保安業務規程やその他の諸規程の制定・改廃に関して意見すること、(iv) 事故内容の審査、(v) 所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、(vi) 立入検査に原則立ち会うこと、(vii) 保安教育計画の審査、(viii) 保安業務規程の実施状況の把握

保安管理組織における指示系統



(※) 保安統括者又は保安主任者が「保安業務監督者」を兼任し、指示・監督を実施。

(※) 保安統括者が保安業務監督者を兼ねる場合には、当該業務は該当しない（現行保安規程において、保安統括者がガス主任技術者を兼ねる場合と同様の整理）。

消費機器調査の監督者・従事者に対する教育・訓練

１． 「保安業務監督者」への教育・訓練

→ ①ガス事業関係法令（保安関係）、②ガスに関する物理及び化学理論、③消費機器の調査・周知など保安業務に関する技術、④ガス器具の構造及び機能に関する科目に関して、教育・訓練を行う。

２． 調査従事者に求める教育・訓練

→ 具体的な教育計画を毎年定めて実施する。また、現行ガス事業者の行う「需要家ガス設備点検員」等の業界資格や、それに相当する知見を習得することが望ましい。

Ⅱ－２． ２． 消費機器に係る「自主保安」活動について

1. 現在ガス事業者が取り組んでいる「自主保安」活動について、引き続き実施されることが重要。
2. そのため、業界全体の方針として全国的に実施してきたものなど、**以下の８項目**に関して**制度的な担保**を措置することで、小売全面自由化後の**確実な実施**を求めていく。
3. さらに、それ以外の項目に関しても、**自主保安事例集の作成・公表**や、**自主保安の「見える化」、事業者表彰**を通じて、事業者や需要家の保安意識を高め、需要家が自主保安に精力的に取り組むガス小売事業者を評価した上で供給先を選択する仕組みを構築していく。

制度的担保を措置する「自主保安」項目

1. 各事業者が統一的に実施すべき項目（施行規則等で担保）

- ①開栓を伴う場合の供給開始時調査
- ②供給ガスに対する適応性の確認 【対象：全需要家】
- ③不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知 【対象：4,000台】
- ④浴室内設置の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認の周知 【対象：18,000台】
- ⑤消費機器の接続具についての周知 【対象：全需要家】

2. 各事業者が確認項目を設定して確実に実施すべき項目（保安業務規程で担保）

- ⑥消費機器の接続具の適合性確認 【対象：全需要家】
- ⑦不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定 【対象：31,000台】
- ⑧業務用換気警報器の設置促進 【対象：業務用厨房顧客】

供給ガスに対する適応性の確認の例



消費機器の接続具の適合性確認の例



現在自主保安で行われている金網ストーブの個別周知の例

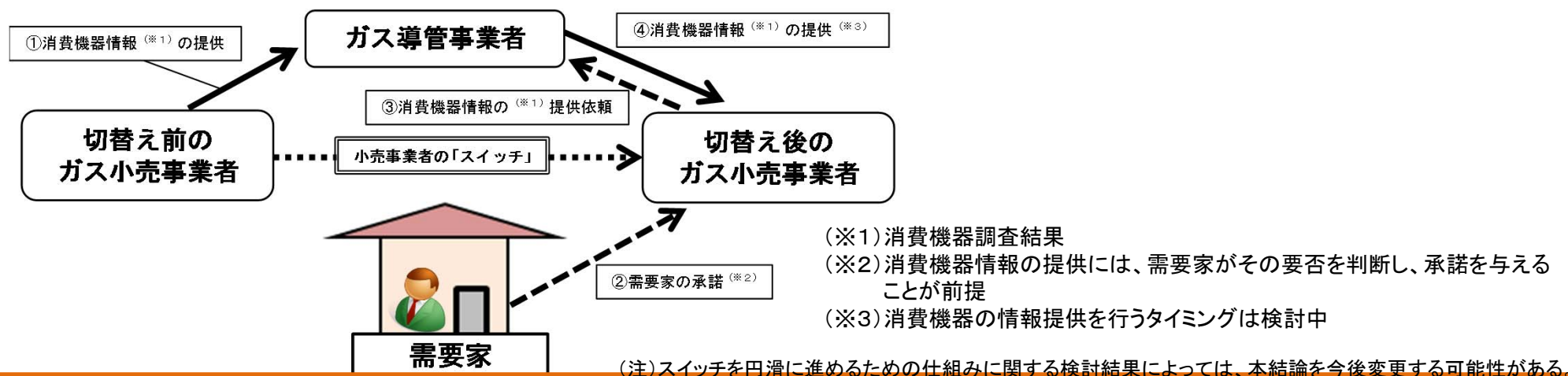


(出典) 日本ガス協会

Ⅱ－２．３．開栓を伴わない供給開始時における 前回の消費機器調査結果の活用について

1. 単に供給者が変更される「スイッチ」の場合には、物理的な閉開栓を伴うものではないと整理された。また、第24回ガスシステム改革小委員会において、日本ガス協会から、**一般ガス導管事業者がガス小売事業者から提供された消費機器情報に関して保存し、「スイッチ」時には切替え後のガス小売事業者に対し当該情報を検索可能とすることが提案されたところ。**
2. 保安の観点からは、「スイッチ」時は物理的には供給者の切替えを行わない場合と何ら違いはないことを踏まえ、**消費機器の調査結果が引き継がれることを前提に、「スイッチ」時に再度の調査は求めないこととする。**
3. なお、消費機器情報は需要家の個人情報であることから、**需要家が必要とするかを判断し、情報提供に承諾を与えることが前提**となる。仮に需要家の承諾が得られず、前回の消費機器調査結果を入手できなかった場合には、「スイッチ」時に消費機器調査を行う。
4. ただし、**危険発生防止周知**については、「スイッチ」時においても行うこととする。

消費機器の調査結果に係る共有方法（基本イメージ）



3. 検索可能な情報項目（②ガスのスイッチング）

（第24回ガスシステム改革
小委員会 資料8）

情報項目	概要
①供給地点特定番号	設備情報・使用量情報の閲覧・取得にあたり、対象供給地点を一意に特定する識別番号
②供給地点住所	供給地点の場所情報
③開閉栓状況	ガス使用の有無（開栓／閉栓）
④供給圧力	送出地点における圧力等
⑤メーター号数	託送契約におけるメーター号数
⑥設置計器	設置計器に関する諸情報（例：負荷計測器）等
⑦検針日	検針基準日及び照会日を基準とする直前（直後）の検針日
⑧使用量情報	直近13ヶ月分のガス使用量等
⑨保安情報	法定調査対象機器に関する情報等 （例：メーカー・型式・製造年月、直近の法定調査実施日・調査結果）

- 電気と同様の情報項目を検索可能とする予定（詳細検討中）。その他、現在、託送情報センターで提供している情報も検索可能とする方向
- 「⑧使用量情報」「⑨保安情報」の検索には、お客さまの承諾および本人確認書類の提示を必要とする予定（その他の情報項目については、個人情報の取り扱いを含め、お客さまの承諾および本人確認書類の提示の要否について検討中）
- 「⑨保安情報」は、緊急時対応に有益な情報として、導管事業者が小売事業者から提供された時点の情報

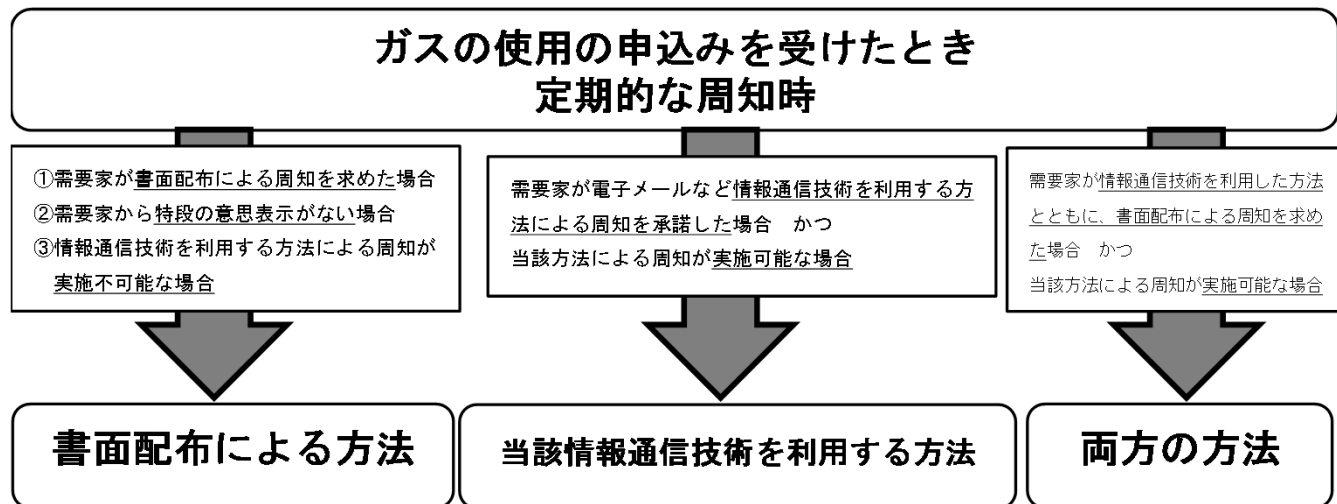
Ⅱ－２．４．危険発生防止周知の手法について

1. 今般の法改正により、ガス小売事業者等による小売供給契約の締結の際には、「料金その他の供給条件」について、書面交付義務が課せられているが、需要家の承諾を前提に、電子メールなど「情報通信技術を利用する方法」を認めることとしている。
2. そこで、改正法施行後に**ガス小売事業者が実施する危険発生防止周知**についても、現行は「書面配布」に限定しているところ、同様に、**需要家の承諾を前提に、電子メールなど「情報通信技術を利用する方法」を認めることとする。**
3. ただし、「情報通信技術を利用する方法」による周知を実施した場合であっても、**需要家が別途「書面配布」を求めた場合には、あわせて「書面配布」を行わなければならない。**

危険発生防止周知における「情報通信技術を用いた方法」の具体的内容

- ① **電子メールを送信する方法**であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ② 当該**ガス小売事業者のホームページ**において、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、**周知事項をダウンロードさせる方法**
- ③ C D - R O M等の**記録媒体を交付する方法**

改正後における危険発生防止周知の実施方法（基本イメージ）



Ⅱ－２． ５． 旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について

1. 一の団地における供給地点70戸以上に対するL Pガスの小規模導管供給を行う「**簡易ガス事業**」は、今般の法改正後は「**ガス小売事業**」の一類型として整理し、引き続き**ガス事業法の保安規制**を課すこととなる。
2. そこで、ガス小売事業は新規参入が予想される分野であることを踏まえ、改正後は、①**特定ガス発生設備に対する定期自主検査の実施**、②**導管の危険標識の設置**に関して、新たに求めることとはどうか。

①特定ガス発生設備に対する定期自主検査

1. 現在一般ガス事業者に対しては定期自主検査の義務が課せられているものの、簡易ガス事業者には、簡易なL Pガスボンベを用い、自然気化を行うような供給形態を想定しており、当該義務を課していない。
2. しかしながら、現状では「**高圧ガスの製造**」を行うような、強制気化方式による比較的大規模な特定ガス発生設備も存在。
3. そこで、**最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備を定期自主検査の対象に加える**こととする。
4. なお、現在簡易ガス事業者は検査を自主保安の一環として行っている。この点、定期自主検査はガス事業者が自ら実施するものであり、その手法は各ガス小売事業者が保安規程や社内規程で定めるなど、実態に即したかたちで実施することとなる。

簡便な特定ガス発生設備（ボンベ小屋）

比較的大規模な特定ガス発生設備

定期自主検査の手法（詳細は国のガイドラインをもとに事業者が個別に実施）

- ①開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法（いわゆる開放検査）、
- ②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法



（出典）日本コミュニティーガス協会

②導管の危険標識の設置

1. 液化石油ガス法においては、供給管（導管）の技術基準として「**地盤面上に供給管を設置し、周辺に危害を及ぼすおそれがあるとき**」には、見やすい箇所に「**L Pガスの供給管である旨**」「**異常を認めたときの連絡先**」など必要な事項を明瞭に記載した「**危険標識**」を設けることとしている。
2. 今後、**旧簡易事業のために施設する導管**は、一地域に複数事業者が施設するケースも想定されることから、その導管の特性や連絡先を明確化するため、**同様に危険標識の設置を義務付ける**こととする。

I . ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

II . ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

II – 1 . ガス事業者間の連携・協力関係

II – 2 . ガス小売事業者による保安業務関係

II – 3 . その他関係

<参考> 改正ガス事業法の主要条文

Ⅱ－３． １． 小売全面自由化後の事故報告の在り方について

1. 今般の法改正により保安責任の主体がガス導管事業者・ガス小売事業者などに別れることとなるが、まず**供給・製造段階の事故**については、**ガス工作物に関する事故**であることから、**ガス導管事業者など、そのガス工作物の保安責任を担う事業者**を報告主体とする。
2. 他方、**消費段階（消費機器・ガス栓）の事故**については、**消費機器・ガス栓「操作」に係る事故**については、**ガス小売事業者**を報告主体とする。また、**ガス栓の「欠陥・損壊・破壊」に係る事故**については技術基準適合維持義務を担う**ガス導管事業者**を報告主体とする。
3. また、消費機器・ガス栓操作に係る事故であっても、**緊急時対応は導管事業者が一元的に対応するため、ガス導管事業者から事故報告主体のガス小売事業者への情報提供**を行う。

消費段階の事故報告主体（基本イメージ）

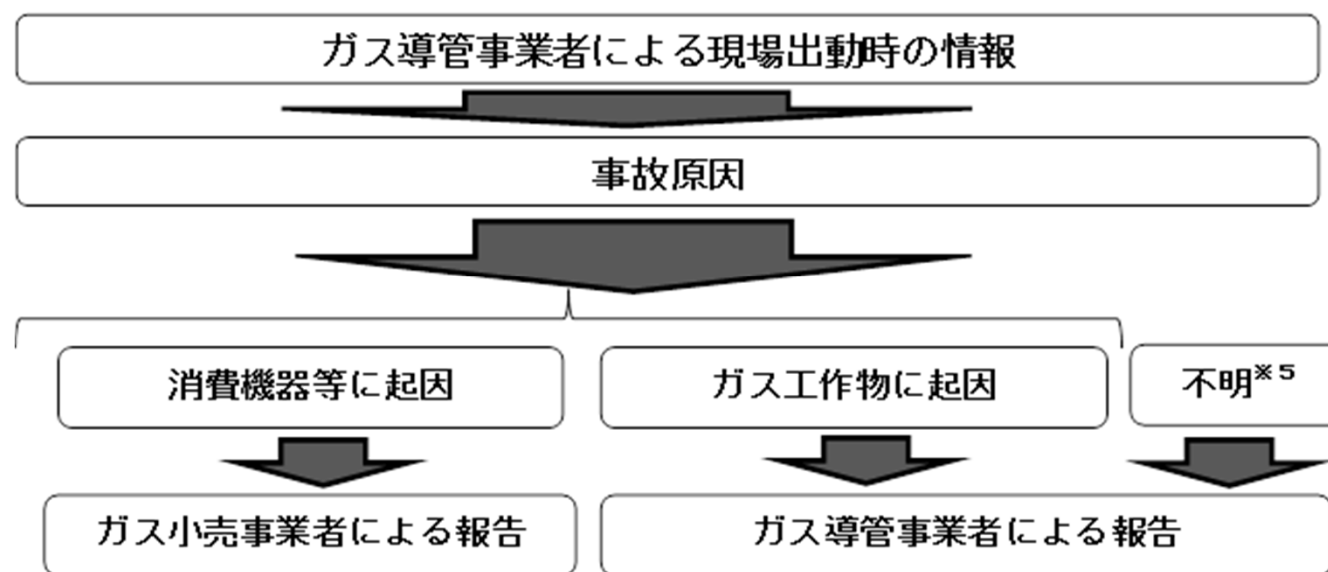
【ガス小売事業者による報告】

- ① **消費機器**の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ② **消費機器**から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故
- ③ **ガス栓を操作**することにより、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ④ **ガス栓を操作**することによりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

【ガス導管事業者による報告】

- ⑤ **ガス栓の欠陥、損壊又は破壊**により、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ⑥ **ガス栓の欠陥、損壊又は破壊**によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

改正後における緊急時対応に係る事故報告の業務フロー（基本イメージ）



(※)ガス工作物・消費機器のどちらに起因するかが不明の場合

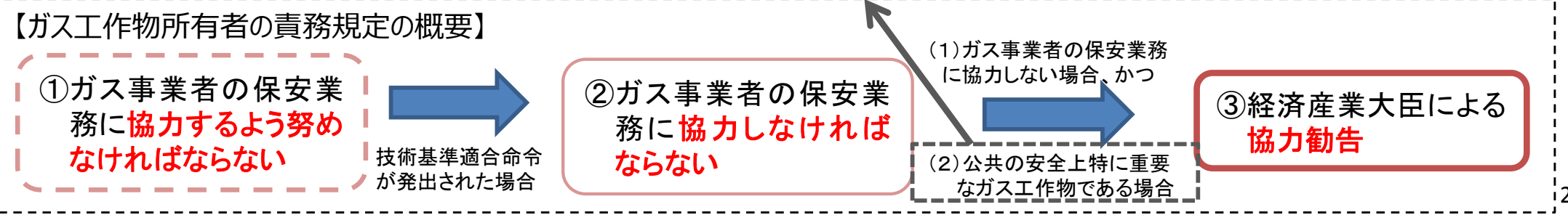
II - 3. 2. 協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について

- 1. 今般の法改正により、内管等を含む導管網といったガス工作物については、ガス導管事業者が保安を担う。そのため、今後は、**内管等に関して保安上問題がある場合には、ガス導管事業者が需要家との折衝を原則行うこととなる。**
- 2. そこで、改正法においては、「ガス導管事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物」（すなわち内管等）に関する、「**当該ガス工作物の所有者又は占有者**」（すなわち**需要家**）の**責務規定**を新設。具体的には、需要家の**保安業務への協力義務**や**協力勧告**を措置。
- 3. **勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」**については、施行規則にて、地下街や大規模商業施設といった、不特定多数が利用するなど、ガス事故が発生した場合に**影響が大きい「保安上重要な建物のガス工作物」**として**明確化**。

「保安上重要な建物」

- ◇「ガス安全高度化計画」に基づき取り組んでいる経年埋設内管対策においては、ガス事故が発生した場合に影響が大きい建物を「**保安上重要な建物**」（右図）と位置付け、対策を推進。
- ◇ただし、経年埋設内管は、現にガス漏れが生じている訳ではなく、経年埋設内管であることをもって技術基準不適合とはならない。
- ◇埋設年数など一定の要件に該当するなど、「ガス漏れの蓋然性が高い内管」を勧告対象とするかについては、今後の国の調査・検討結果を踏まえて検討する予定。

建物区分	建物区分の概要	イメージ	鉄筋系建物	木質系建物
01: 特定地下街等	1,000㎡以上の地下街	商業施設がある大規模地下街	○	○
02: 特定地下室等	1,000㎡以上の地下室	地下街がある大規模商業施設	○	○
03: 超高層建物	高さ60mを超える建物	超高層ビル	○	○
04: 高層建物	高さ31mを超える建物	高層ビル	○	○
05: 特定大規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが [※] 180m ³ /h以上の主に業務用途の建物	ショッピングセンター等	○	○
06: 特定中規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが [※] 30m ³ /h以上の主に業務用途の建物	商業ビル、ホテル等	○	○
07: 特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーターの換算合計Qmaxが30m ³ /h以上の建物	規模の大きな病院、学校等	○	○
08: 工業用建物	工業用途の建物	工場等	○	—
09: 一般業務用建物	小規模の業務用の建物等	小規模ビル、学校等	○	○ * 学校等
10: 一般集合住宅	ガスメーターが2個以上の住居用途の建物	マンション	○	—
11: 一般住宅	ガスメーターが1個で住居用途の建物	戸建住宅	—	—



Ⅱ－３．３．小売供給開始時における開栓に関する保安措置について

1. 小売供給開始時の開栓業務には内管漏えい検査と消費機器調査が行われるのが一般的。
2. 第25回ガスシステム改革小委員会において、担い手の場合分けが行われ、「A. 導管・小売（またはD. 両者から委託を受けた者）が同日に実施するケースが望ましい」としながらも、「導管・小売が別日に需要場所に行く場合」として、B. 導管事業者が先に行うケース、C. 小売事業者が先に行うケースを取り上げ、「保安対策WGでも別途議論を行う」としたところ。
3. そこで、保安を確保する観点から検討を行い、**B. に関しては「導管の漏えい検査後に閉栓して立ち去る」こと、C. に関しては「漏えい検査前の内管を、小売が調査のために開栓することとなり保安上適当でない」ことと整理する。**

開栓作業に関する保安上の検討

A. 及びD. のケース

→ 現在も開栓時において、内管漏えい検査のための開栓を行い、連続して消費機器調査を実施している実態があり、今後も適当。

B. のケース

→ 検査後に一般ガス導管事業者が閉栓を行わずに需要場所から立ち去った場合には、**小売事業者が消費機器調査を行う前に、需要家がガス使用を開始してしまう可能性。**

→ そこで、一般ガス導管事業者が検査後に

- ① **閉栓を実施してから需要場所を立ち去る**
- ② **内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となったことを、ガス小売事業者に連絡**

C. のケース

→ 先にガス小売事業者が消費機器調査を行うためには、一度開栓を行い、消費機器を運転させることが必要。

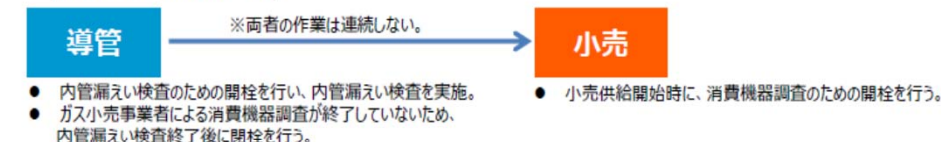
→ しかしながら、漏えい検査前の、一般ガス導管事業者による**安全性の確認がなされていない内管にガスを流すこととなり、保安の確保の観点から適当ではない。**

開栓実務のイメージ

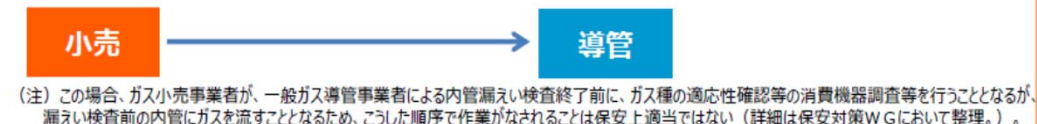
A：一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース



B：まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース



C：まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース



D：一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース

両者から委託を受けた者

- 内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査終了後、続けて消費機器調査等を実施。
- (注) 例えば、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から委託を受けた場合には、この類型に整理されることとなる。

I . ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

II . ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

II – 1 . ガス事業者間の連携・協力関係

II – 2 . ガス小売事業者による保安業務関係

II – 3 . その他関係

<参考> 改正ガス事業法の主要条文

＜参考＞改正ガス事業法の主要条文①

○**ガス導管事業者**は、ネットワークを維持する**保安確保の要**。この分野は**自由化せず、総括原価方式を維持**し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き**技術基準適合維持義務等の保安規制を維持**。【ガ事法第61条、第84条等】

○小口需要家の保有する**内管の点検、緊急保安に関する法律上の義務**を、従来の都市ガス事業者などの**ガス導管事業者**に課す。【同法第61条等】

(ガス工作物の維持等)

第六十一条 一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 経済産業大臣は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

第八十四条 第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。

2 (略)

＜参考＞改正ガス事業法の主要条文②

○ガス導管事業者が行う**保安業務に協力する努力義務**が内管の所有者にあることを明確化する等の措置を講ずる。【同法第62条等】

(ガス工作物の所有者又は占有者の責務)

第六十二条 一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2 前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。

4 前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

第八十四条 (略)

2 第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

＜参考＞改正ガス事業法の主要条文③

○**ガス小売事業者**は、消費者と接点の多いことから、同事業者に**消費機器の調査・危険発生防止周知に関する義務**を課す。【同法第159条】

(消費機器に関する周知及び調査)

第百五十九条 ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、当該ガス小売事業者が供給するガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。

2 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

3 ガス小売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

4 ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

5 (略)

6 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

＜参考＞改正ガス事業法の主要条文④

○消費機器の調査等の業務を確実に実施させるため、**ガス小売事業者は「保安業務規程」を作成し、経済産業大臣が確認。**【同法第160条】

○**ガス事業者間の連携・協力**については、災害発生前だけでなく、**災害発生時も含めた、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」に関し、全てのガス事業者**に義務を課す。
【同法第163条】

(保安業務規程)

第一百六十条 ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 ガス小売事業者は、保安業務規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。

5 前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に準用する。

(ガス事業者間の連携協力)

第一百六十三条 ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。